

広島県地方港湾審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第十九号

広島県地方港湾審議会条例の一部を改正する条例

広島県地方港湾審議会条例（昭和四十九年広島県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十条を第十一条とし、第九条を第十条とし、第八条を第九条とし、第七条の次に次的一条を加える。

（部会）

第八条 審議会は、専門の事項を調査審議させる必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選によつてこれを定める。

4 部会長は、その部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

6 前条の規定は、部会の議事について準用する。

7 審議会は、その決議により、部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。